

津田議員 それでは、通告に従いまして、「民間団体との連携によって『こどもの居場所』を安定的に運営するための行政による支援」について質問させていただきます。これは、牟岐町の未来そのものであるこどもたち、特に様々な困難を抱えるこどもたちへの支援についての提案です。是非、前向きなご答弁をお願いします。さて、文部科学省が公表した最新の調査によりますと、令和6年度に不登校とされた小中学生の数は、ついに35万人を超え、過去最多を更新しました。これは12年連続の増加であり、この5年間でほぼ倍増するという、極めて深刻な状況となっています。また、こどもの貧困も依然として大きな社会問題であり、2022年の厚生労働省による「国民生活基礎調査」によれば、9人に1人のこどもが貧困状態にあると言われています。これは、親子2人世帯の場合ですと、公的給付金を含んだ上で月額およそ15万円以下の所得しかないということになります。このような状況は、もはや個別の家庭の問題として片付けられるものではありません。これは、社会全体で取り組むべき喫緊の課題であり、国もそれを強く認識しています。その表れとして、令和5年4月には「こども基本法」が施行され、こどもの権利擁護が明確にうたわれました。さらに、基本法を基に令和5年12月に政府が策定した「こども大綱」では、こどもたちが安心して過ごせる「居場所づくり」が重点政策として位置付けられています。国は、この「居場所づくり」を具体的に推進するため、複数の支援策を用意しています。その代表的なものが、「児童育成支援拠点事業」と「地域こどもの生活支援強化事業」です。「児童育成支援拠点事業」は、家庭や学校に居場所を見出せないこどもたちに対し、学習支援や食事の提供などを包括的に行う「居場所」そのものを整備するための事業であり、その設置は市町村の努力義務とされています。一方の「地域こどもの生活支援強化事業」は、食事支援や体験活動の提供といった具体的な活動に焦点を当てつつ、支援が必要なこどもの早期発見と関係機関への連携強化を目的としています。いずれの事業も、国から費用の3分の2という手厚い補助が受けられる、自治体にとって非常に活用しやすく、心強い制度です。なぜ今、これほどまでに「居場所」の重要性が叫ばれているのでしょうか。こども家庭庁の調査研究報告書によれば、こどもの居場所は、単に時間を過ごすだけの場所ではありません。そこは、安心できる人とのつながりがあり、自己肯定感を育み、社会性を学び、困難を乗り越える力を養うという、計り知れない価値のある場所です。食事支援はこどもの健やかな成長を支え、学習支援は将来の選択肢を広げます。何より、信頼できる大人との何気ない会話や、同じような悩みを抱える仲間との交流が、こどもの孤立を防ぎ、心を救います。「居場所」があることによって、本当に、目に見えないたくさんの困難

が、解決に向かうことがあるのです。この点、お隣の海陽町では、地元の「一般社団法人ふらっと」が、B&G財団の「こども第三の居場所」事業の助成を受け、困難を抱えるこどもたちのための居場所を作りました。この事業は、助成金交付終了後には、事業として継続するために必要な措置を自治体が講ずることを約束しているものです。これは、国の動きを待つだけでなく、自治体が主体的に民間と連携して行動を起こした好事例であると思います。翻って、牟岐町ではどうでしょうか。実は、牟岐町にも、海陽町のそれに勝るとも劣らない、素晴らしい活動をしている民間団体が存在します。一般社団法人「うみのこてらす」が運営する、不登校の小中高生の居場所支援サービス、「われもこう」と一般のこどもも含めたフリースペース事業である「ゆあふれ」です。この「われもこう」と「ゆあふれ」は、現在、旧小学校の校舎を町から無償で借り受け、週3回、こどもたちのための居場所を提供しています。その活動は、単なる預かりに留まりません。学習支援、訪問支援、食事支援、そして何より、こども一人ひとりの心に寄り添うことを最も大切にしています。以前から何度か実際の現場を見させていただいていましたが、先日、「われもこう」の活動資料を読ませていただき、改めてこのサービスは本当に大切に、必要なものだと感じました。令和6年度には、牟岐町、美波町、海陽町から、36名ものこどもたちがこの居場所を利用しています。そのうち、実に79%が不登校、または学校への行きしぶりを抱えるこどもたちです。また、47%がひとり親家庭、31%が生活に困窮している家庭のこどもたちです。これらの数字は、「われもこう」が、まさに支援を必要とするこどもたちのセーフティネットになっていることをはっきりと示しています。活動報告書に寄せられた、こどもや保護者の声には、当事者の方々の日頃の大変な不安や孤独、困難を想像させるとともに、とても心に響くものがありました。あるこどもはこう言っています。「家に閉じこもるだけじゃなくて、週に1回、ひとと関わるのが楽しくなった。同じ趣味の友達も年齢関係なくできたのが嬉しかった」。また、ある保護者は、「こどもの心に休息が必要なとき、うみのこてらすは欠かせない存在です。おかげで仕事に復帰することができました」と、感謝の言葉を綴っています。学校に行けず、家に引きこもりがちだったこどもが、ここに通うことで笑顔を取り戻し、再び学校に通い始めるようになったという事例も載せられていました。これは、まさに「居場所」が持つ力の証明ではないでしょうか。特に、牟岐町のような小規模な町では、保育園から中学校まで、ずっと同じ同級生という環境が続きます。これは、良い面もたくさんありますが、一度人間関係でつまずいてしまうと、逃げ場がなく、学校にも家庭にも、どこにも自分の居場所がないと感じてしまうこどもが生まれや

すいという、特有の課題を抱えています。そのような子どもたちにとって、「われもこう」のような、学校でも家庭でもない「第三の居場所」が、どれほど大きな意味を持つかは、想像に難くないでしょう。学校の先生からも、「今までは不登校の生徒とはあまり会えず状況がわからなかったが、うみのこてらすが関わってくれることで様子がわかり安心できる」という声が上がっています。もうすでにうみのこてらすは、地域にとって、絶対になくてはならない存在です。しかし、私は、この素晴らしい活動が、非常に不安定な土台の上にあることを知り、とても強い危機感を覚えています。現在、「われもこう」の運営は、そのほとんどを民間からの助成金や個人の寄付金に頼っています。これらの資金は、いつ打ち切られるか分からない、非常に不安定なものです。実際に、資料には「資金的に活動の継続が難しい状況がある」と、悲痛な叫びが記されていました。「うみのこてらす」は今現在すでに、貧困、不登校、発達障害、親との関係性など様々な「生きづらさ」を抱えている、自分ではどうしようもない不平等な環境の中で生きている子どもたちの心のよりどころになっています。善意ある個人の寄付や献身と、不安定な民間資金だけに頼っていて、本当によいのでしょうか。子どもたちの安心できる居場所が、いつなくなるか分からないという状況を、牟岐町は主体的に関わらず、見守っているだけでよいのでしょうか。私は、断じてそうではないと思います。心身の状況や、置かれている環境にかかわらず、すべてのこどもの権利が擁護され、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会を目指す。これは、こども基本法の理念であり、行政に課せられた責務です。そこでお伺いします。今こそ、牟岐町が主体となって、この「われもこう」のような活動を安定的に支える施策を実施するべきではないでしょうか。具体的には、先ほどご紹介した、こども家庭庁の「児童育成支援拠点事業」、または「地域こどもの生活支援強化事業」の活用を強く提案します。これらの制度を使えば、町が事業主体となり、「うみのこてらす」に運営を委託する形で、国から費用の3分の2という、極めて手厚い財政支援を受けることができます。町の負担はわずか3分の1で済むのです。「児童育成支援拠点事業」は包括的な居場所の整備に、「地域こどもの生活支援強化事業」は食事支援や体験活動といった具体的な活動の支援に、それぞれ強みがあります。どちらを使うかは、より具体的な段階で検討していただきたいと思いますが、重要なことは、これらの国の制度を活用し、町として支援に乗り出すという決断を、今、下すことが必要なのではないかということです。すでに徳島県内でも、鳴門市、板野町、小松島市が「児童育成支援拠点事業」の活用を決めています。海陽町の事例もあります。牟岐町にもきっとできるはずですよ。海陽町のようにB&G財団の「こども第三

の居場所」助成プログラムを活用することで、初期費用や3年間の運営費用の助成金を利用できる可能性もあります。この問題は、こどもたちの教育に関わる問題であると同時に、福祉に関わる問題でもあります。確かに、教育委員会の管轄なのか、住民福祉課の管轄なのか、難しい問題はあるかと思えます。国の方でも長い間、こどもの問題を内閣府、文部科学省、厚生労働省と縦割りで対応してきたため、包括的に対応することができてきませんでした。しかし、今ではこども家庭庁ができ、これからは本気になって取り組む体制ができており、牟岐町もこれに習うべきです。これは、牟岐町の未来を左右する重要な課題です。ぜひ、役場が一丸となって、全部署が連携し、この課題に取り組んでいただきたいと思いますと考えますが、どのようにお考えでしょうか。「うみのこてらす」の安定運営を支援することは、単なる一団体への補助金支出ではありません。それは、困難を抱えるこどもたち、そしてその家族の未来を幸せにするための、最も効果的で、最も人間的な投資であります。こどもたちの笑顔と、未来の牟岐町の福祉向上のために、行政が責任をもって、この「こどもの居場所」を守り、育てていくべきであると考えます。町のお考えをお聞かせください。続きまして、二つ目の質問として、「緊急銃猟への備え」について質問します。報道によれば、令和7年度、クマによる人身被害が過去最悪のペースで増加しており、本年4月から10月までの7か月間で、全国の被害者数は196人、死亡者数は13人に達したそうです。死亡者数については、過去最多であった令和5年度を既に上回っている状況とのことでした。被害は東北地方や北海道に集中していますが、中部地方や近畿地方でも被害が報告されています。特に令和6年度からの変化としては、市街地への出没が顕著になっており、多くの地域において「今年は異常である」「これまでこんなことはなかった」というコメントを見聞きすることも多く、従来とは異なった状況となっているようです。こうした事態を受けて国は鳥獣保護管理法を改正し、新たに「緊急銃猟」の制度が作られました。本年9月に施行されました。これは、クマやイノシシが人の生活圏に侵入し、住民の生命・身体に危害が及ぶ急迫した危険があると市町村長が判断した場合に、これまでは原則として認められていなかった市街地等での銃器の使用を、一定要件の下で限定的に可能とする、緊急時における住民の安全を確保するための、最終的な手段と位置付けられる制度です。この点、本町においてはクマの出没可能性が低いので、今すぐ対応する必要は無いのではないかと考えられるかも知れませんが、県内では剣山山系にツキノワグマの生息が確認されており、少し前の時代には、浅川での目撃情報もあったそうですので、絶対にないとは言い切れません。そして、牟岐町に大きく関わる点として、この「緊急銃猟」制度の対象に

は、イノシシも含まれているというところです。イノシシによる農作物被害については、以前から問題となっていますが、近年ではイノシシが市街地に出没する事例が全国で多発しており、徳島市内では今年、狩猟中の死亡事故も発生しています。これは、これまで主に経済的被害の問題であったイノシシが、住民の生命・安全の問題になってきたという大きな変化です。危機管理の観点からは、可能性が低くとも万が一の事態に備えておくことが行政には必要なのではないかと考えます。イノシシの市街地への出没は、近年の他地域の状況を踏まえると、本町においても十分に起こり得る事態ですので、その際の対応を具体的に想定しておくことが必要ではないでしょうか。「誰が状況を判断し、出動を要請するのか」「県や警察、猟友会との連絡体制はどうするのか」「住民の避難誘導と安全確保は誰が行うのか」など、こうした一連の手順を事前に文書化し、関係者間で共有し、訓練しておくことで、初めて迅速かつ的確な対応が可能となるものと考えます。そこで、次のことを提案させていただきます。第一に、対応マニュアルの早期作成です。「いつ、誰が、何を、どのように判断し、行動するのか」これらを定めた、牟岐町のマニュアル作成に着手すべきであると考えます。環境省が詳細なガイドラインを公開しており、他自治体の事例も参考にできます。テンプレートもありますので、作成にはそれほど大きな手間はかからないと思われまます。まずは、本町の実情に合わせた骨子を作ることから始めてはどうでしょうか。第二に、関係機関との連携体制の構築と訓練の実施です。マニュアルを実効性のあるものにするためには、警察、消防、猟友会、県といった関係機関と、平時から連携体制を構築して訓練しておくことが重要であると考えます。机上訓練だけでも有効だと思います。年に一度でも、関係者が集まり、出没を想定したシミュレーションを行うことで、実際の対応力は向上します。訓練は大きな費用をかけずに実行できますし、費用対効果の高い有効な「備え」になるのではないのでしょうか。第三に、緊急銃猟に伴う損害への備えです。緊急銃猟は市街地等での銃器使用を伴うため、発射された弾丸が建物に当たるなど、第三者の財産に損害を与えてしまう可能性があります。そのような事態が発生した場合、その責任は自治体が負うことになります。このリスクに備えるため、環境省は自治体が加入できる「保険」の活用を推奨しています。これは、緊急銃猟に伴い発生した第三者の財物損害等に対し、自治体が行う損失補償の費用を補償するものです。緊急銃猟を円滑に実施するためにも、このような「保険」への加入を事前に検討しておくべきではないでしょうか。そして、より根本的な課題である「担い手」の確保についてお話しさせていただきたいと思ひます。猟友会の方にお聞きしたところ、現在、本町内で実際に銃猟できるハンターの方は3名だろ

うとのことでした。ハンターの方々のご尽力に感謝申し上げますとともに、現状の体制には限界があるのではないかとすることを考えざるを得ません。そこで、今後を見据えた提案を三点させていただきます。一つ目は、広域連携の強化です。近隣市町村や徳島県、警察との間で、緊急時の応援体制について、事前に具体的な協議を行っておくべきではないでしょうか。応援要請の基準や指揮系統の統一など、事前に定めておくべき項目は多くあるかと思えます。二つ目は、「ガバメントハンター」の育成です。他県では、自治体職員が狩猟免許を取得し、専門家として活動する「ガバメントハンター」制度が導入されているそうです。意欲のある職員の免許取得を支援し、専門知識を持つ人材を内部に育成することは、迅速な初期対応や円滑な連携に繋がる有効な手段になるのではないかと考えます。また、退職警察官など、銃の扱いに習熟した人材に協力を依頼することも一案になるのではないのでしょうか。三つ目は、多様な担い手との連携です。町内で働く民間の方にも、狩猟免許をお持ちの方がいらっしゃる可能性があります。そうした有資格者を事前に把握し、緊急時に協力を要請できる仕組みを構築しておくことで、対応能力の向上につながるのではないのでしょうか。行政の担当課の皆様も日頃から多くの業務を抱えられていて、なかなか緊急ではない対応に時間をとれないことは承知していますが、住民の生命と安全を守ることは、行政の重要な責務であります。今回ご提案させていただいたことは、いずれも、今すぐ大な予算やマンパワーを必要とするものではありません。まずは、「備える」という意識を町全体で共有し、できることから一歩を踏み出すことが、何よりも重要であると考えます。行政の皆様におかれましては、この問題の重要性を深く認識いただき、住民の皆様が、この牟岐町で、安全に、そして安心して暮らすことができますよう、是非検討をお願いします。町のお考えをお聞かせください。

喜田議長 柘富町長。

(柘富町長 登壇)

柘富町長 津田議員ご質問の、民間団体と連携した「こどもの居場所」への安定的支援について、お答えします。この件につきましては、教育委員会、総務課、住民福祉課、企画政策課と協議を重ね、現在においては、総務課管轄の旧牟岐小学校を「われもこう」や「ゆあぷれ」の活動に、教育委員会管轄の調理場を「うみのこテラス食堂」の活動に

提供しているところです。また、先月初旬には、事業者を含めて協議し、来年度はこども家庭庁の「地域こどもの生活支援強化事業」の補助金を申請し、活用できるよう準備をしているところでして、現在活動されています「われもこう」へ委託するなどして、管轄をまたいだ横断的な協力をしているところで、今後もこどもの居場所の確保に、ご協力できる範囲で柔軟な対応をしていきたいと思っております。私からは以上です。緊急銃猟への備えについては、担当課長よりご答弁させていただきます。よろしくお願いいたします。

喜田議長 久産業課長。

(久産業課長 登壇)

久産業課長 津田議員ご質問の「緊急銃猟への備えについて」のご質問にお答えします。近年、クマやイノシシなどの危険鳥獣が街中に出没し人に危害を加えるなどの事例が増加したことから、国は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」を改正し、新たに緊急銃猟制度が創設されました。改正内容としまして、緊急銃猟を行うためには4つの条件があり、1つ目、危険鳥獣が人の日常生活圏に侵入し。2つ目、危険鳥獣による人の生命・身体への危害を防止する措置が緊急に必要で。3つ目、銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難であり。4つ目、避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合には、危険鳥獣の銃猟を捕獲者に委託して実施させることができるとされています。津田議員ご指摘のとおり、牟岐町でのクマ出没の可能性は低いと想定されますが、危険鳥獣の対象としてイノシシも含まれていますので、町としましても平時からの備えが必要だと考えています。緊急銃猟の事前準備において、緊急銃猟対応マニュアルの作成は必須とされていますので、今後、徳島県と情報共有しながら、町の実情に合わせて、緊急銃猟対応マニュアルを早急に作成してまいります。警察・消防・牟岐町猟友会・徳島県との連携体制の構築及び危機管理監の指導のもと、マニュアルの検証を含めた定期的な訓練の実施について検討してまいります。人の日常生活圏において銃猟を行うに際して、山野における従来の鳥獣の捕獲では想定してこなかった器物等への損害のおそれが生じる可能性があります。緊急銃猟により物損や万一の人身事故が生じた場合には実施者たる市町村が損失を補償・賠償することになっているため、あらかじめ保険加入が推奨されていることから、保険加入について検討してまいります。緊急銃猟を適切に実施するためには、事前に必要な役割分

担を整理したうえで、捕獲関係者も含め、役割に応じた人員をあらかじめ特定し、緊急時に実際に迅速かつ円滑に対応できる体制を整備することが重要であり、また、都道府県に対して応援要請ができることとなっています。また、市町村境界に出没した場合に備え、近隣の市町村とは対応時の連携について検討してまいります。職員の狩猟免許取得によるガバメントハンター制度導入や退職警察官あるいは退職自衛官などへの協力依頼は有効な1つの手段であると考えていますが、今後の検討しなければならない課題を整理し、地元猟友会への負担を軽減したいと考えています。牟岐町の狩猟免許保有者は、22名と承知しています。緊急時の協力要請の仕組み構築については、地元猟友会と協議してまいります。以上です。

喜田議長 津田議員。

津田議員 大変、前向きなご答弁をいただきまして、ありがとうございました。日頃から多忙な業務を担っておられる役場の皆さまですので、新しい業務に対応されることは、大変負担が大きいかと思えますけど、今後とも関係者との話し合いですとか、協議を大切にして、しっかりと進めていただけたらと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。